

在外事務所長會議事前報告書

昭和61年度在外事務所長會議

昭和61年5月

総務部 総務課

国際協力事業団

借入 前日	87.1.13	000
金繰 上	15723	36
		GAG

昭和61年度在外事務所長会議事前報告書目次

国名	(報告順)	ページ
(アジア地域)		
1. インドネシア	ドガネシ	1
2. シンガポール	ドガネシ	3
3. スリランカ	ドガネシ	5
4. スタットランド	ドガネシ	7
5. 中華人民共和国	ドガネシ	9
6. ネパール	ドガネシ	11
7. パキスタン	ドガネシ	13
8. バングラデシュ	ドガネシ	15
9. ビルマ	ドガネシ	17
10. フィリピン	ドガネシ	19
11. マレーシア	ドガネシ	21
12. マレーシア	ドガネシ	23
(北米地域)		
13. カナダ	ドガネシ	25
14. ロシア	ドガネシ	27
(中南米地域)		
15. アルゼンチン	ドガネシ	29
16. コロンビア	ドガネシ	31
17. チリ	ドガネシ	33
18. ドミニカ共和国	ドガネシ	35
19. パラグアイ	ドガネシ	37
20. ブラジル	ドガネシ	39
21. サルバドル	ドガネシ	41
22. ベネズエラ	ドガネシ	43
23. リベリア	ドガネシ	45
24. レソト	ドガネシ	(報告書未着)
25. ベネズエラ	ドガネシ	47
26. ボリビア	ドガネシ	48
27. ホンジュラス	ドガネシ	50
28. メキシコ	ドガネシ	52
(欧州地域)		
29. フランス	ドガネシ	54
(大洋州地域)		
30. オーストラリア	ドガネシ	55
31. 西サモア	ドガネシ	(報告書未着)
32. パプアニューギニア	ドガネシ	(報告書未着)
33. フィジー	ドガネシ	57
(中近東地域)		
34. サウジアラビア	ドガネシ	59
35. シリア	ドガネシ	(報告書未着)
(アフリカ地域)		
36. エジプト	ドガネシ	61
37. エジプト	ドガネシ	(報告書未着)
38. ガーナ	ドガネシ	63
39. ケニア	ドガネシ	64
40. ザンザール	ドガネシ	66
41. タンザニア	ドガネシ	68
42. テンバセ	ドガネシ	70
43. マラウイ	ドガネシ	72
44. モザンビーク	ドガネシ	73

JICA LIBRARY



1005445[0]

ア ジ ア 地 域

任 用 上 の 業 務 実 施 上 の 問 題 点

1. インド政権末期よりの南か山長 経済政策はラジバ
政権においておいても維持されており、各種開発事業
が盛んに行なわれている。インドは其の有する技術力の
水準から見て、中進国と呼べるであろうが、大國特権の中
華思想から自國の工業技術力に対し過度の自負を抱
いているように見受けられる。

2. 少数の上級技術者と多くの職工階級から居て、中間技
術者が極めて少ない。自國の労働者構成において中間
技術者の育成を促進する研修奨励入事業は極めて有
効な技術協力と思われ、研修奨励入の大中心増
員を希望する。A2-3フォーム提出の長が重なる遅延は
横の連絡がわるく、とかく手急ぎを重しる自國のさう君とも
呼べるものであすが、事前よく促の励行で少なくした。

3. 自國の有する技術水準への過度の自負のせいか、要内
容改善要請は極めて少ない。高度技術の開発、研究、
生産性の向上改善、企業運営の効率化のノウハウなど、日
本が長年の研さん、努力で取得したものを、その努力によって中
得られると思つてゐるのか、多く1~2ヶ月の派遣期間で要請し
てくる。その辺の認識を改めさせる必要があると思われ、
それには短期でも相手側の要請に応え、できるだけ専門家を
派遣するようはじ、相手側の認識をかえさせる機会を持つ。

うことである。

4. 現在同国人の加工製品への技術協力は1件しかなく、加工製品への技術協力の増加を模索側はよく認識しているように思われる。一方は、相手側窓口機関が情報の情報普及活動を怠らぬか、一機関から出た要請内容に手を入れたり、整理指導する業務を行っていないことの原因である。また同国企業が、日本では民間企業のパテント問題に馴染みのある技術関係に平気で技術協力を要請してくるケースが聞かれる。この辺りから指導、御さす必要であろう。

5. 60年度後半に鉄鋼と鉄骨関係の調査調査(準備調査)が行われた。これを機会に調査調査が増えることを期待しているが、同国のようなある程度の技術力を有する国が調査調査を要請する場合は、当然の2つに、将来の経済協力を期待している。同国のような国に對する調査調査は経済協力を結ぶ一条件である、効果がないと思われる。

6. 機材供与では依然として技術問題がネックとなっている。インテック政権前半期の同国産業奨励政策時代に同国政府が付与された絶大な権限がまだ保持されている。

7. 今後、インテック関係の技術協力要請が増えにくくなると思われる。それにどう対応して行くかが一つの課題であろう。(3)

インドネシアにおける業務実施上の問題点について
1. 1986/87年度「イ」国政府予算の大幅削減とローカルコスト問題
本年度の「イ」国政府予算は総額2兆4216億ルピア（約3兆5700億円）で昨年度比7%の削減となっているが、歳出のうち開発予算は8兆2960億ルピア（約1兆3800億円）で昨年度比△22.1%、更に各省庁開発事業費は1兆7820億ルピアで昨年度比△45.2%となっている。各省庁ではかかる緊縮財政のもとで開発プロジェクトをいかに実施するか頭を悩んでいる状況であるが、具体的な対応方針については、いまだ明らかにされていない。
各省庁の開発予算がこのような状況になると、当然当事業団が実施している、また実施しようとしている各プロジェクトについても先方が負担すべきローカルコストに大きな影響が出てくるがこと必至であり、プロジェクトの円滑な実施に大きな支障を及ぼすことが危惧される。このような「イ」国の財政状況下では、いくらわが方が先方に対し自助努力を強調し、ローカルコストの負担を強く求めても現実的な解決にならないと思料されるので、わが方としては、機材の引き取り費や開発調査等における地質調査・ボウリング調査等の費用等について、柔軟な対応が必要であると思われる。
2. 「イ」国国産品利用促進政策の徹底化
「イ」国では1980年に施行された「大統領令第10号」により、国内産品利用促進担当大臣のもとに調達委員会が設置され、「イ」国製品及び「イ」国コンサルタント・建設会社等の「イ」国企業の利用促進政策がとられているが、従来この政策はわが国の関係では円借款プロジェクトの実施に際し、「イ」国企業の活用を強くOECFに求めてきていたものの、技術協力及び無償資金協力に対しては、ほとんどかかる要望はなされていなかった。しかし、昨年来同政策の徹底化が顕著化し、技術協力及び無償資金協力についても同政策の徹底化が図られてきており、これがためにわが

インドネシア事務所

方協力の実施にあたり問題が生じてきている。
具体的には、種々の機材供与にあたって供与品目が「イ」国で製造されている場合には、価格・品質面で問題があっても「イ」国製品の現地調達を要請書提出の段階で技術協力調整委員会（窓口）が求めてくること、また開発調査においては、「イ」国における現地調査期間を出来る限り長くし（その分日本における国内作業を出来る限り短くし）、「イ」国内で「イ」国コンサルタントを活用して作業を実施するような配慮をわが方に強く求めてきている。実例としては、わが方開発調査案件のうち各種かんがい施設調査や道路建設調査の実施に必要な地形図の図化作業を日本における国内作業で実施するのではなく「イ」国内で実施するようとの「イ」国の強い要望があり、わが方との合意に達せず、数プロジェクトが協力実施の中断を余儀なくされている。
無償協力においても詳細設計・施工管理に係るコンサルタント契約に関し「イ」国コンサルタントとのサブ契約を強く求め、更にわが方コンサルタントとローカル・コンサルタントとの業務の内容と比率についても契約書上に明示するよう求めてきている。
かかる政策は、自国の技術レベルの現状認識が甘いまま、あまりにも急激にこの政策の徹底化を図ろうとしているところに問題はあるものの、開発途上国の経済的自立の観点から、開発途上国が志向する方向として、当面若干の困難が伴っても可能な限り前向きに検討していく等の柔軟な措置がとられないと、問題の解決は出来ないものと思われる。

「佐国における業務実施上の問題点」

061. 5. 15.

シ・ガ・ポ・一事務所

所長 田中 洋

本國の歴史を通じて、産業政策面においては従来、シ・ガ・ポ・一港を中心とする中継貿易、最近では CHANGI 国際空港を整備し、シ・ガ・ポ・一航空を大切に育て、航空面の努力を傾注する等、貿易・運輸の面で実力を發揮している。

本國の自由貿易を根本的な政策としていることによる基礎的な強みは、言うまでもない。

その他本國の伝統的通信、金融、商業等には盛んである。航空業の領域では石油精製や石油化学プラント等の加工産業及び加工貿易、シ・ガ・ポ・一、ナシド等の組合、車庫体の組合、時計工作機械の組合製造等が行われている。

造船部門は現在不況下にあるが、船舶の修理・修繕を中心とする部門であり、国際的にも高い評価を受けている。

本國の昨年度、不況の破綻にさらされ、昨年の経済成長率(一) 1.7% であった。

不況の原因は本國最大の輸出相手国、アメリカの不況と本國の高賃金による人件費の高騰にあると言われており、

事実、労働集約的な電機製品の組合工場などは、単価を労働力を抑え、北・中・南米等へ移転している。その他労働集約産業は各地では経営の成り立ちが、近隣諸國の攻勢を招き、航空業分野では尤も意味での

ハイテク産業に移行せざるを得なくなっている。本國もハイテク産業の発展の方向があり、本國のこの分野での協力を

本國に期待している。

ソフトウェアの分野では、エレクトロニクス・ソフトウェアの高度技術等
 技術開発の面と共に、教育の場や生産性向上計画等、AUDIO
 VISUALの技術も既に便法の基礎が強い。この分野の力加
 方が協力に上り領域である。生産性を高めるために
 政府はACC活動と提唱しているが、人事労務体制を含めて、本国
 の体制の改革の形式はなっていない。この点に注意している下
 ちが、国内一般の企業も同活動を通じて生産性を高めること
 に容易ではないと思われている。

内政面では、本國の独立後の歴史も浅く、しかも多民族国家
 であるから、国家意識の高揚は日常的に政府の施策である。
 しかし乍ら全般的に政治面は独自の軌道に形づくられて
 いる上であり、これは今後協力に上り分野である。

医療の領域では、がん治療、手術、がん他の成人病の検査の
 方法など、協力する分野が残っている。

本國の中途退学率の低下と並行、個別専門家の派遣と共に、時
 時際々業務と実施に上り機関に上り協力する形に在る。

協力の形態として、専門家の派遣の場合、由外方からの指導と共に
 共同研究の面も強（持たせる）が、研修の面では、第三国研修
 を受け、相手方の自主性を持たせる方向での協力が考えら
 れる。専門家個人への研修も相手方と理解し、指導・協力
 方法の研究確立に早急に取り組む、実施に上り、常に成果を
 意識している必要がある。

本國派遣の専門家の場合、英検力の問題も上り、上り
 回りに、特に理論の重要性を分野の専門家ほど高度の英検
 力（英検力）を求められる。

任国における業務実施上の問題点 (1) スリランカ
事務所

1. 業務実施に当り、在外公館との連絡と協力を
 緊密に行うことが重要であるのは論をまたない。
 当地公館には JICA からの出向職員が在勤して
 いることもあり、在外事務所としては一体感を保ち
 つつ業務を実施している。在外公館と在外
 事務所の業務については、計画策定段階と
 実施段階という明確かつ厳然とした区分が
 あるが、実際の業務遂行に当っては区分を
 つけ難い場合もあり、両者が一致協力して有意
 相通する有机的な協力業務遂行が肝要と
 考えられる。

2. 業務弄讓は順調に進捗しているものと認められ
 るが、これに伴い実施機関であり事業国の業務
 が本部・在外事務所を問わず着増している。
 この増大する業務の遂行に当っては、一義的
 には定員の増加を期待しているが、その実現
 が容易でない現状においては、現在行われ
 ている調整員、派遣員等の活用依存せざるを
 得ないものと思われる。しかしながらこれらの人
 員の業務内容が正規職員のそれに近似すると
 ともにその身分処遇、さらには在外事務所の運営
 管理における指揮命令の態様、管理監督責任
 について検討し整備していく必要がある。

3. 在外事務所における業務遂行に当り、現地補助員

任国における業務実施上の問題点(2) スリ、ランカ
本 務 所

<p>の活用は不可欠である。優秀な現地補助員の採用、確保、育成により、在外事務所業務の円滑かつ効率的な実施を期待し得ることとなる。</p> <p>すでに昨年度において現地補助員の管理体制が整備されたところであるが、現地補助員の質的向上のため本邦研修の一層の充実、日本語研修の励行等の措置を講じる必要がある。</p>
<p>4. 先方政府機関関係者との連絡・協力体制の緊密化は業務遂行のうえでは極めて重要であり、つとにそのための努力を払う必要がある。とりわけ人と人とのつながりが重要な意味を持つ当国においては尤である。この意味において、帰国研修員は政府機関内において重要な地位を占めりに至っており、そのアタリや活動の充実、TICA 同窓会の活動強化の意義は極めて大きいものと考える。</p>
<p>5. 本邦における各部署間の連絡は近年著しく緊密と反って、各部署の相互擁護、本邦からの情報、指示、調査団等が組織、人員とも限られた在外事務所へ到達するのであり、本邦における各部署間の連絡の一層の緊密化は、出先においてとくにその必要性を痛感させられる。</p>

任国に於ける業務実施上の問題点

当国政府の JICA 事業に対する認識・評価は高く、タイ側関係機関との関係も極めて良好であり、業務実施上の障害となる基本的問題は無い。

今般、当国技術協力窓口機関に対するアドバイザー、調整担当として JICA 職員が派遣が予定されており、更には、所員の増員派遣も計画されている旨聞いているところ、これ等職員が派遣によりタイ側関係機関との一層の連携強化の他、案件発掘、関連情報の収集活動に於いても事務所機能の格段の強化が期待されるところである。

また、当事務所は本年3月中旬に、従来の大使館内事務所より新事務所に移転し、現在総務班、業務班等の班別体制を整備して、事務所機能の強化に努めているところであるが、今後の業務実施上の問題点として次の課題事項があるところ、本部のご検討をお願いしたい。

1. 事務所権限の拡大

- (1) 業務の委譲と併せ権限委譲の拡大
- (2) 口上書交換等手続きの見直しと簡略化
- (3) 上記に関連して事務所ステータスの確立及び先方

政府に対する事務所権限の拡大

2. 事務所機能の強化
(1) 定員の増員、現地雇人の増員、及び管理経費の増額
(2) 広報活動強化のための増員及び予算措置
(3) プロジェクト調整員の事務所業務の兼任
3. 効果的な業務の遂行
(1) 予算措置、人員配置等受入れ機関の実施能力を考慮した案件の事前審査
(2) 先方関係機関を含めた評価活動の実施
(3) 評価を含め現地調査実施前に於ける事前準備の徹底
(4) 無償資金協力案件等に於けるタイ企業、タイ産資 機材の活用拡大
(5) 無償案件、供与機材、帰国研修員に対するフォロー アップの強化
以上

中国における業務実施上の問題集

1. 専門家・調査団の住宅及びホテルの不足及び高騰

中国は体制の違いから、外国人家族用住宅は極めて限られているところへ、最近の中国の対外開放政策の発展から、

外国人の居住者がとくに北京、上海では増加している。

このため、特にAベース専門家の住宅確保はさうに困難になり

つつある。したがって、今後、ワロジエ外協協定を締結する場合は、生方側、かかる住宅を具体的に確保できる見通しをもつこ

とを前提条件とすべきである。現在においてもとくに地方のワロジエ外ではワロジエ外サイトに住宅を建設し、対応している。

次に北京、上海、広州等の大都市ではホテル代の高騰が著しく、特に、二年～三年は北京、上海はホテルの欠きが甚しく

その対策を講ずる必要がある。

2. 専門家に対する自動車購置附加費の件

81年度協定年次協議において、問題として、日本側から提示された。これは輸入本体価額の30%程度を輸入の

際、ナンバープレート取り付け時に交通部から課せられるので

ある。特殊車以外は免除に存らぬ。現在のところ、これが完全に免除に存る可能性は少ないが、現在打撃中である。

3. 調査団等の資料集収上の問題点:

中国の現状は極度の従密社会であるため、調査団等の求める資料がプロジェクト当該機関のコントロールの範囲を越える場合、その入手は困難であるが、時回を要する。

4. 報告書の早期提出の問題

現在、中国案件に関する調査報告書は日本語で書かれており、中国側にはそれを受け取り、その後、中国語訳をこなすので、一般に失礼に提出後、少なくとも1ヶ月10日の余裕が必要である。

したがって、日本側からの日本語案の提出は少なくとも1ヶ月前にお願したい。

(3)

任国における業務実施上の問題点

第10-IV 事務局長

山野英男

政策対話の必要性について

外務省(在外公館)が企画・立案し、事業国(在外事務所)が実施するという現行体制の中で、新規案件の発程について、事務所は期待されるべき思想的役割を要するが、その役割は今のところ限定的にとらえられている。

任国における協力の必要性の点、実際は相手国から提出される協力対象案件が必ずしも多くないのは、両方と先方とのさまざまなレベルの対話が十分でないことも原因の一つである。

現在行われている先方と事務所の対話を含め、各レベルの現状に於ける接触を更に深めるには、この問題解決の基本となるが、ここで提案したいのは、協力案件に関する政策対話のための協議チームの日本側の派遣である。国家予算に於ける対国援助の割合は非常に高いレベルで、我が国のODAの比率を増してある現在、この種のチーム派遣を先方は歓迎するものと思われる。日本側にとっても援助の評価を高めること、率直な意見交換を期待するものがある。

以下に示すように、ASEAN 各国の年次協議は、
 の規模を拡大し、毎年1回開催するに
 2年に1回開催し、両国間には経済、技術協力のための
 定期協議の形式を維持するに、これは、
 の両方に対する先方の要請により、あるは案件の
 優先順位設定過程に、商賈の刺激を促し、彼此の
 対話の活性化を図る。

この手段を通じ、例として、3年間程度の期間を
 念頭において協力の計画を両国間で策定し得る
 環境を作り出す必要があると考へる。

以上

『任国における業務実施上の問題点について』

〔I〕 広報活動の改善強化

パキスタン国においては、文盲率が75%と極めて高く、したがって情報伝達のための媒体も限られている。我が国の援助事業についても、TV、新聞等に取り上げられる限り、到底、一般国民の知るところとはなり得ない。

当国における我が国協力プロジェクトはいずれも、関係者の多大の努力によって漸く形をとったものばかりであり、優良案件が多くあるにもかかわらず広報宣伝が不十分であるため、時と場合によっては日本の援助であることさえ認識されないうちがある。相手国民の様々な層に対しできる限り広く我が国援助の実態を知ってもらい、正しい理解を得る事は、将来の優良な案件発掘あるいは双方の友好を深める事に極めて重要と思われる。

以上の様な背景から、今後、広報活動を改善強化する事は、新しく優良案件を発掘すると同様に重要であると考え、そのための対策として以下の点について検討したい。

- (1) 事務所のための現地マスコミ対策マニュアル作成
 (新聞記者、テレビ取材対応法、プレスリリースの仕方など具体的なものや提供資料の作成の仕方など技法)

- (2) 各協力事業毎の紹介資料作成の義務化・予算化。
(プロジェクト業務計画の中に組み込んでおくこと)
- (3) 事務所主催 協力事業視察(プレツアー)の実施
の予算化。
- (4) 広報行事開催のマニュアル化。
(簡単なパンフレット等の行事を用意して巡回)
- (5) 広報活動經常化のための会費費等予算化。

{2} 情報収集活動の改善強化

我が国のみならず、各国、国際機関が加入した
援助合戦の様相が見られる中で、我が国に
とってふさわしい案件を発掘し、完成まで育てる
事は容易な事ではない。各案件について他の
援助機関との関係も今後増え強まってくる中
で、適確に情報を入手、分析し、活用していく事
は、我が国援助の展開に必須の事である。以上の事が
次の検討したい。

- (1) 業務関係資料・情報収集のためのマニュアル作成
(整理、分析、活用まで具体的な一貫したもの)
- (2) 活動費(雑費等)の捻出
- (3) 将来的に情報収集・広報等のための専任スタッフの
採用・育成。
- (4) 第三国、国際機関関係者との交流のための経費予算化
- (5) 外部情報提供者等の活用と予算化。

(以上)

任国における業務実施上の問題点

周知のようにバングラデッシュ国は全LLDC人口の3分の1を擁する最大のLLDCであり、その国民のほとんどが「絶対的貧困状態」にあり、加えて南米資金の大部分を外国援助に依存せざるを得ないという厳しい経済状況下にある。しかし他方インド、パキスタン時代の影響も強く残り、政府(官僚)機構は一元整備された官僚形式を重んじ、柔軟性に欠けすぎている。

以上の国情及び政府機構がJICA業務実施上次のように具体的問題に深く関係している。

1. 研修員受入

集団研修コースには毎年90名前後の割当を得ているが候補者も少く、しかもかかわり、最終参加者は60~70%であり、他のアジア諸国の80~90%に比し、参加率が低い。これはわが方の受入決定を得る、人選担当者の承認をとり、付与するため時間を要するためである。わが方のCI送付も前広に実施されている現在、解決策の名案もとくになく、バ国側の事務処理の迅速化を申し入れている。

2. 専任家派遣

人口過剰で大学卒業生の失業者も多く、雇用促進が重要な政策となっているバ国では外国人専任家の受入れについては積極的にではなく、専任家派遣要請が先方から自発的に提出されることは期待できず、また3ヶ月以上の専任家の

受入れは外務、内務各省及び治安本部等の承認が必要と
 され、かなりの時間がかかるため、B1不-の申請に提出
 する必要がある。但し、別専内家の増加を図るにはプロジェクト
 協力の場合と同様、無償資金協力とからめての派遣が
 最も実現されやすい。

3. プロジェクト協力

専内家派遣を含む事業であり、専内家派遣と同様の背景
 から自発的の要請は期待できず、無償資金協力
 実施の条件として、(無償が決定した後で、極めて困難となる)
 分野別のプロジェクト調査団派遣等により、おの方から要請案
 作成を助言指導する等、当国においてプロジェクト協力を展
 開するためには必要である。

4. 無償資金協力の促進

11国はわが国の無償資金協力の第1位の受取国であり、
 当事務所にとっても協力隊事業と並んで最も業務ウエイトが
 大きい業務が無償協力の促進である。従来、一般無償に加
 え、59年度分(実施は1年度分)からKR-2(倉庫増産援助)も
 当事務所業務と行ったが、60年度(実施は1年度分)KR-2は38
 億円に達し、内容も従来8割を占めた肥料(事務局は担当していない)が
 大分に縮少し、大部分が農機具等の機械となった。このため、期
 限をさしせまるとも有り、仕様書作成、契約締結等の促進
 について業務の著しい増加が見込まれるので、事務所での対応
 が困難な仕様書作成促進については本部から商時に
 コンサルタント等の派遣をお願いしたい。

以上

任国における業務実施上の課題

ビルマの現状と 経済・技術協力の方
① 本年3月の人民議会で採択された第5次4年計画 (1986/87~1989/90) では、国内総生産の年平均成長率を 4.5%と、前計画の達成率 (5.5%) に比べ、低く月に 設定、公共投資額は前計画の目標額の 10%減 達成額が約15%増に設定、縮小均衡経済の 傾向を増強している。
更に、債務返済比率が 1984/85で 4.3%に達し、 債務負担は厳しい情勢にあり、借款条件の緩和や 贈与比率の改善を求めた傾向は増強していると 見られる。
以上の経済情勢を反映し、「ビ」政府は、プロジェクト 選定に当たって、外貨獲得に直接寄与する、速効性の ある案件を優先しており、これに疑問のあるいくつかの 案件は中止されている。
この状況において、我が国が「ビ」国の輸出拡大 に多少なりとも寄与できるプロジェクトに協力することは 願うと共に、援助実施にあたって、効率的援助と 受入機関の受入能力に見合った適正規模のプロジェクトの 選定を常に念頭に置く必要がある。
② 「ビ」国は、外国援助に頼り、基本的には、指定国との 内行を採ることは避けるという理由で、国際機関と

通じた援助は好まぬが、二国間の援助については神経を使っているように思われる。

経済援助については、当国の公共投資額の
外貨ポジションの約50%（本年度47年計画実績）を
外国援助でまかなっている実情があり、これ程では国内の
技術協力については、この傾向は強い。

当国への技術協力が、経済協力に比べ、低調
である現状を改善するためには、経済協力による
施設建設は、あくまで技術協力実施の場の提供であり、
技術協力が主体であるとの認識のもとに、プロジェクト
を選択すべきと考へる。

又、三億資金協力とリンクする技術協力形態として、
プロジェクト試技術協力のみに固執せず、特定
プロジェクトにおいては、長期的、計画的研修受入を
実施することにより、援助効果を上げることも検討
する必要があると考へる。

業務実施上の問題点等	
1. 新政権発足後の混乱	新政権発足後の機構・人事の見直しが進行中であり、かなりの混乱がみられるが、今のところJICA活動、特にプロジェクトの存続については問題がない。しかし書類の流れ、決裁の方法などの変更に伴ない、一部の機関では、業務の進捗に悪影響を及ぼしている。
2. 専門家、協力隊員、および事務所員などJICA関係者の安全確保	比共産党、NPA等の反政府ゲリラ、回教圏を中心とする、反米派等々の反政府活動の活発化の影響を受け、当地の治安も革命前にも増して予断を許さない状況となっている。今後JICA関係者の安全確保には一層の努力を要する必要があるところ、関係予算の確保及び増額を希望する。
3. 無償案件のフォローアップ	過去に無償供与した施設、機械の修理などフォローアップに必要な制度をさらに充実し、関係予算の増大を希望する。
4. 無償、技協、協力隊活動の連携	当国においても、無償、技協の連携により大きな成果を挙げているところであるが、今後は、協力隊活動とも連携して積極的にさらに協力の効果を高めていきたいと考えている。手始めとして本年度中に家族計画プロジェクトへの協力隊員の参加を考えている。

5. 海外広報の強化
当国におけるJICA活動に係る出版物の整備、印刷、及び、フィルム、VTRを作成し、海外広報の強化を計りたく関係予算の確保配布方お願いしたい。
6. ローカルコストの負担
政変前、政変後を通じ、依然として当国財政予算は、厳しい状況にあり、比側ローカルコストの確保は不十分の状況である。日本側としてはかかる状況に柔軟に対応する必要があると思慮される。
7. 定員枠の拡大
今後事務所の機能強化を計るべく、事務所の体制を整備していく必要がある。現在、比側による定員枠の規制があるところ、枠の増大について比外務省と鋭意交渉中である。
8. 事務所スペースの拡張
事務所の機能強化、定員増等に対応すべく事務所のスペースの拡張、整備に係る予算の確保、配布方お願いしたい。
以上

任国における業務実施上の問題点について

マレーシア事務所長

1. 任国事情

マハティール政権は、経済不調、サバ州議会での野党圧勝等に苦しみながらも、内閣改造によって小康を保ち、総選挙の機会をうかがっている。

一次産品市況が悪く、成長率は鈍化し、経済の好転は当面望み薄。円高が対日輸入品の価格上昇、円建債務負担の増加を招いている。

マ政権は、ロック・イースト政策に変化はないと述べているが、日本側が、当面の苦境にどうこたえてゆくかを期待しつつ注視している。

第5次マレーシア計画(1986~90年)は、民間活力を活用しつつ、輸出志向型工業立国を目指し、農業、地域開発をも重視している。

(第5次計画の目標、GDP成長率 年率5.0%
1人当たりGNP 5,186 リンギット ≒ 2,000 USドル)

マレーシア 事務所

2. 業務実施上の諸問題

(1) 開発調査の増強

現在進行中8件であるが、第5次マレーシア計画に沿いつつ、いわゆる優良案件の発掘にのめり、新規案件をふやしてゆくとともに、年次協議等を通じて、緊急案件への対応や調査の促進をも検討する必要がある。

(2) ASEAN関連案件について

ASEANに占めるマレーシアの位置 立場に配慮しつつ、ASEANに関連したプロジェクト、技術協力、無償資金協力等をすすめてゆくことが望ましい。

(3) 事務所の機能拡充

事務量の増大、一層の権限委譲に伴って所員の増員を実現し、事務所機能の充実に努める。

(4) サバ、サラワク州の業務態勢

開発調査、プロジェクトの進展、協力隊員活動支援等のため、サバ州・コタキナバルに駐在する隊員の態勢を確固としたい。

(以上)

北 米 地 域

<p>任国における業務実施上の問題点</p>
<p>カナダは、豊富な一次産品と、アメリカの企業進出によって、先進国の仲間入りを果たし、豊かな暮らしを楽しむ人が多いため、国民は保守的であり進取の気性に乏しい。その上、カナダの人口が減少傾向にあることから、移住者の導入が必要であり、特に先進工業国の日本人の移住を歓迎している。</p>
<p>1981年の経済不況で、2桁台の失業率を抱えるに至ったカナダ政府は、1982年5月、技術移住者の受け入れを制限した。このため、年に約1000人来ていた日本人移住者は、1985年には210人に減少してしまっていたが、1986年1月、景気の好転から、再び移住者を積極的に受け入れることになった。</p>
<p>当事務所は、日本の移住希望者に提供するカナダの移住情報の収集とカナダに到着早々の移住者の定着に対する援護を業務の中心としている。</p>
<p>カナダは、州によって行政のシステムが異なっていること、事務処理の非効率等から、情報収集活動が、難渋している。</p>
<p>援護業務は、移住者の互助活動で対応すべく、トロント、バンクーバー、南アルバータ及びカルガリーの新移住者協会の育成強化に務めている。</p>
<p>しかし、トロント以外は、遠隔操作によらざるを得ないため、業務実施に支障を来している。</p>
<p>また、従来バンクーバー経由であった日本・南米(リマ、サンチャゴ、ブエノスアイレス)間のカナダ太平洋航空便が、トロント経由に変更されたことから、調査団への便宜供与が増加したが、この地の利は、アメリカに対するフランス事務所のごとく、将来、当事務所を南米の各事務所、専門家、協力隊員等への支援基地として活用すべきと考えられる。</p>
<p>更に、呼称がトロント駐在員事務所から、カナダ事務所に変更された</p>

<p>こともあり、当事務所をして、カナダ政府の南諸国に対する国際協力の 実態を把握せしめ、当団の国際協力業務への反映に務める必要が認めら れる。</p>
<p>しかし、現在の一在外職員の事務所体制で、移住者社会の問題調整、 団体育成、移住及び経協情報収集活動、調査団への便宜供与等を行うこ とに限界がある。</p>
<p>将来、JICAの南米業務への支援、カナダの国際協力情報の収集等 を実施する場合、少なくとも在外職員2人と有能な現地補助員の確保が 必要である。</p>
<p>定員の増加が認められない間は、移住及び経協関係情報収集業務は、 外部の専門機関への委託により、対応すべきと思料している。</p>
<p>次に、4新移住者協会は、幹部役員のボランティアによって運営され ているが、協会活動が活発になればなる程、役員への負担が増加し、協 会の運営に支障が生じている。</p>
<p>このため、新移住者協会の事務所設置と専任職員の確保に対する援護 を実施して頂きたい。</p>
<p>また、広大なカナダでの情報収集と、これらの本部への報告等のため 当事務所にも、ファクシミリの設置を検討願いたい。</p>
<p>カナダの移住制限撤廃により、再び日本人移住者の激増が予想される。 彼等の多くは、深刻な問題を背負って、当事務所を訪れる。これに対 応するためには、日英両語は勿論、カナダの社会経済事情に精通した現 地補助員の確保が必要となるが、このために現地補助員の給与を大幅に 改善して頂きたい。</p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>

昭和61年度在外事務所長会議事前報告書

ロス・アンジェルス駐在員 後藤幸一

任国における業務実施上の問題点

当事務所に於ては、所在国アメリカ合衆国に

対する直接の事業が全くないため、事業実施上の問

題点は特にはない。当事務所の主要業務は、中南米

への出張の途中に立ち寄る調査用等の空送送迎な

と便宜供与が中心となっており、こうしたことから、業

務実施上についても特に大きな問題となるような点

はないが、以下若干の点について、関係部門のご協

力をお願い致したい。

(1) 連絡の遅れ

電報による緊急の便宜供手依頼を度々受け取るが、
電報の場合、配達されるまで3~4日を要する例がある。
このため、電報を受け取る時点で、既に到着していたり、お
急後のこともこのまてにあり、電報による場合は早目に連絡
をお願い致したい。

(2) 車借上費用の増額

便宜供手に伴う空港送迎の際、一部については車借上
げを行っているが、原則として車借工で行えるよう事務所
経費の増額をお願い致したい。

(3) 事務所の肉銀

本年度当事務所肉銀が予定されているところ、肉
銀作業の準備の都合上、肉銀時期その他について前迄に
ご指示をお願い致したい。

以上

中 南 米 地 域

任国における業務実施上の問題点

1. 実施中の「経済開発調査」では、工業の活性化、輸出振興を中心にア国の経済開発策定の助言が行われることとなる。これを基盤に優良案件の発掘が望まれる。ア側の期待は大きい。

2. 中進国の位置付けから限られた枠内での技術協力が展開されているが、対日協力要請とその充足には開きが大きい。日アの補完関係、ア国の技術水準（円滑な技術移転の効果が期待できる）から、一般途上国より質、量ともに高レベルでの協力対応が望まれる。

3. 協力案件の増大と多様化に伴い、ア国関係機関、各州との調整並に要請手続等が複雑化している。（但し、現在窓口機関を国内調整機関である総務庁からア国外務省経済協力局に一本化する方向で検討されている）。

4. 帰国研修員同窓会の有効活用により、一層日ア理解の紐帶的役割と今後の

技術協力の質的向上に資することを期待。

5. ア国日系社会の特徴と現状から派生する諸問題。

(1) 移住百年祭をめぐり日系社会の動き。
 本年南催予定の移住百年祭を機として発生した日系社会の不協和音は自らの発展向上を阻害する要因となっている。

これについては、官及び日系有識者が正帰化へ向けて努力中である。当事務所は公館と密に連携、慎重を期しつつ適切な対応を心掛けている。

(2) 二、三世への世代交替進行。

日系人対策としての援護のあり方と範囲、日系人対策の理念に対応して援護対象範囲を実務面でどこまで取り込むか現状ではいずれも明確ではないので、効率的業務執行のため統一的運用基準について検討いただきたい。

(3) 広域散在移住者の援護をカバーしている当事務所では遠隔地散在居住者への援護指導は効率性の犠牲を伴うが極力工夫をこらして対応に努めている。但し、融資対象の増、拡大等により限界。

業務実施上の問題点

1. 1984年11月8日付政令第2271号により、国家公務員が外国出張する場合に内閣府の許可を得た上、出発の15日前までに大統領府を通じ大統領の許可を得る必要が義務付けられた。よって国家公務員の過半を占めるJICA研修員についてこの出張許可手続の間に都合なため研修を断念するケースが多いため、今後共、研修プログラム及受入れの早期通報を要望したい。

2. 単独供与機材、専門家の携行機材等の通関手続は依然として遅れ勝ちであり、この為事業遂行に支障となることが多い。倉庫保管中の盗難事故も多いため、今後とも送付機材のINVOICEを前迄に送付願ひ、機材到着前に通関手続の準備をすべしと

ことが望ましい。

3. 無償資金協力事業を遂行するうえで、特に機材等の海外調達に国内法の規制を受け円滑に実行出来ないケースがある。よって技術協力協定に加え、経済或いは資金協力に関する二国間の協定を締結する必要性が痛感される。

4. コロンビアにおけるJICAのプレゼンスは高まりつつある中で政府各機関から直接JICAに協力要請に来るケースも多くなっている。然しながらこうした要請を本部に打診するに当たり之を総合的に判断し実行の可否を回答出来る部門が存在しない。

在外事務所長会議事前報告書
千里事務所
「業務実施上の問題点」
1. 事務所ステータスの確立
<p>現行技術協力協定では事務所設置に関し、僅かに「駐在員及び職員を受入れる」「専門家及びその家族に与えられるものと同様の特権及び便宜を受ける」程度の非常に遠慮した表現でしか規定しておらず、事務所の設置は想定していなかったものと思われる。</p> <p>「事務所への送金に対する税金問題」「JICA名での車輛購入問題」等依然として解決の見通しはない。</p> <p>千里に於ける技術協力に於いては唯一位となっている状況にあり、更に大使館からの業務委譲により、自主的活動が増加している今日、事務所のステータスの確立は急務である。</p> <p>昨年度、総務課に於いて本件について調査され、前向きに対応されている事にか強く感じているところであり、尚一層の努力を期待する。</p> <p>今後の日本の協力を有効適切に実施する為の基本と見做すべき本問題の解決は最も重要であると考える。</p>
2. 定員要求
<p>当事務所は飛足以来いわゆる一人事務所であるが、年々増大する業務に対応出来ず、すでに限界を越えている。事務所飛足以来 2 技協プロジェクト、2 単独専門家 3 三国研修の実施 1 件のみであったが、4 年目に入り、2 技協プロジェクトに加え、on goingの開</p>

P. 2/2

<p>発調査案件5件、研究協力1件、水産無償1件、第三国研修の実施2件 更に近く、2技協プロジェクトの発足が見込まれる状況にある。</p> <p>すでに当事務所の実情については報告済であるが、各種報告、ルーティング業務に追われ、情報収集、各案件の事前調査、詳細等については時間的余裕はない。</p> <p>事務所に対する権限委譲を進めると同時に、それに即した機能を発揮する体制が必要であり、早急に人員増をお願いする。</p>
<p>3 S/Wの簡略化</p> <p>事務所開設以来開発調査案件が増加しているが、相手側実施機関とS/W締結時常に問題となるのが相手側 undertakingの項目である。</p> <p>特権免除、安全確保等は実施機関の問題ではなく国レベルの問題であり、日本側がサインを求めてもおいそれと応じないのが当然であろう。相手側機関との協議に際し、無用の摩擦を避け、スムーズに締結する為、技協協定に明文化されている国レベルの問題についてはS/Wから削除し、「技術協力協定にもとづく」といった簡略化は出来ないものか、ご検討願いたい。</p> <p>国毎に異なる事情を考慮せず同一様式で対処しようとする所に無理が生じているものと思われる。</p>
<p>P. 2/2</p>

ドミニカ共和国事務所

任国における業務実施上の問題点

ドミニカ共和国事務所

1、ドミニカ共和国に対する援助は、前政権時代は米国が圧倒的な額を占めていたが、現政権に移行してから我国の援助割合も増加し、現在はDAC諸国中ODAの援助額は米国、西独に次いで3番目とになって来ているところから、特に、カリブ海域の盟主的存在であるド国に対する援助効果は絶大なるものがあると思料される。

2、特権免除類が加わる協定類は、すべて国会の承認事項であるが、議会は流会になることが多く、承認を得るには如何に早く上程させるかにかかってくる。

3、調査団等が結ぶミニッツ類は、原文は西語でなければならないことに規定されているところ、本邦側は英文によることを毎回求めてくるのでド側を了解させるのに全く同じパターンを繰返している状況にある。

4、ド国は第3国との契約も多く、契約様式(条項)があるところ、本邦様式に準じさせるには、根強い抵抗があるので、この調整には大変な努力を強いられる。

5、ド国では、各機関の長に権限が集中しているところに加え、比較的トップの交代が早く、特に、今回は政権交代による大幅な異動が予想されている。

6、技術協力の窓口である大統領府技術庁の力が弱く調整能力を持たないので、当方が事前に根回しをしなければならない現状にある。

7、訪日研修生の組織は、次第に巨大化し、活動が停滞しつつあるので、各分野別に組織化させ、このグループの代議員により構成する同窓会とした方がきめ細かい指導と、組織の活性化が期待できる。

8、JOCVが入って来てからは、専門家の活動がJOCVに比較されるようになってきたことから、専門家に専門家としての自覚が生まれつつある。

9、2月1日到着したJOCVの活躍が目立ち始め、各界からの要請が多くなりつつある。

10、移住者は、地権問題がほぼ解決したところから、日本政府に対する補償要求の問題も鎮静化しつつある。これと並行して短期作営農からの脱却を目指し、永年作（果樹）の導入に積極的に取組んだところから、系統的な指導が必要になってきた。

11、ますます増加する業務に対応できる事務所機能の拡充（ステータスの確立、人員機構の整備、事務のOA化）が最も急務である。

以上

在国における業務実施上の問題点
(61年度在外事務所長会議事前報告書)

1. 移住融資・分譲土地の回収金に対する米国中銀の
送金許可遅延について

2. コーカススタッフの本邦研修制度の拡大について

3. イグアス移住地拓進沿ボイラ農協の再建に資する
長期低利資金の導入について

4. 無償資金協力と技術協力との連携について
特に アマンバシ医療センター・アストロン人権センター

5. 各種要請フォーム、諸報告書、S/W、R/D、MINUTE等
の西語化について

6. 調査団実施計画書の早期送付と調査団派遣時期
の調整について

7. 専門家業務評価のルーティン化及び調整員
の派遣について

8. 西語研修コースの増設及び単発研修員枠の増大
について

9. 機械供与に肉するコーカルコストの軽減について

10. 広報用予算の示達及び示達予算項目間の弾力的運用について
11. プロジェクト関連文書の公信ベースの確立について
12. 専門家と協力隊員が同一取場に派遣される場合の事前オリエンテーションの徹底について
13. 無償資金協力案件への隊員派遣に対する事前調整について
14. 派遣要請内容の検討と現場レベルでの協力隊活動のPRによる隊員の量的拡大について
15. 日系移住地への隊員派遣について
南米青年送還事業との関連

ブラジル事務所

昭和61年度在外事務所長会議事前報告書

N.0

事務所名: ブラジル

機関長名: 篠平昭雄

(任国と在外事務実施上の問題点)

1. 事務所としての実質的体制の早期確立

現状: 問題点

・ 現当座事務所に前任担当「ブラスカ」組織: 人事、経理部と限る。

従前「本」の中心運営は水とあり、現当座は全くのブラスカ事務所。

・ ブラジル事務所のブラスカ化に伴い外務本省訓令は、且下公館の在外事務の感触を打診中である。公使、参事官とも我が方に有利な回答を期待していることは期待される判断。

・ 在外局のJICAに対する評価は極めて高く、上記訓令の趣旨を全面的に認めようとする別次元。

対応

当面現実の方途(例として篠平と同様の「ブラスカ」)は早急に現当座事務所との模範化を図り、並に現当座の円滑化一掃してブラスカ機関との意思疎通を一層促す。(この場合在外局の裏面確認取付が容易)

2. 政策(特に経済)不透明と基固の事業実施困難性

現状: 問題点

・ 月14-15%という未曾有のインフレによる物価急騰による一帯の税関不況。

現当座は、本年2月末、平均7割の赤字、物価、税関の浮動及び

ブラジル事務所

事務所名: ブラジル No 2

緊縮財政を含む新経済政策の発表。強引な削減のインフレ抑制策と
雇用は各経済分野に拡大を遂げている。

・特に同じくは改進黨内閣が発表。各官庁本部に逐次中心人事異動が
間断なく続いている。

・新規案件の発注はもとより、懸案のプロジェクト実施 界外派遣
等事務進捗の遅滞が懸念される。

状況

京、伯外務省 SUBIN の担当レベルの異動が無く、現行案件の
進捗は特に問題なし。新規案件の実施に当たっては、新入社員
人材の確保が要求される。特に、当初新入社員採用については無理由
な側面禁止の強要は禁止される。

3. 全伯的視野と立正移住事業

現状・問題点

・全伯子探肉の事業実施上の企画・調整は悪化している。

・JICA に移住支援は従来の標準延長線上にあり、先着者は全伯
日本人の独立部分に過ぎない。

・数年前、就労の足利は、日本人のワーキングホリデーは従来は従来
地域へと伸ばしている。

状況

管轄地域主義の弊。例として、早稲穂成作業の共同化等も
通じ、全伯的調整も、整合性も乏しい。以上

昭和61年度在外事務所長会議事前報告書
1. 海外移住業務関係
(1) 日語教育業務
昨年現場教師の強い要望等にもとづき、JICAの指導により発足の日語普及センターは円滑な運営上、関係団体の意志統一と予算の拡充が必要な現状にある。年々高まる日系社会における日本語教育の重要性に鑑み、同センターを将来的にはブラジルのみならず、中南米における日語普及の拠点とすべく育成指導に努めたい。
(2) 海外用発着業務
61年度第2回生の受入については職種によって入国許可取得手続が大きな問題になることが予測され、ブラジル事務所とも協議のうえ、自側機関との折衝にあたりたい。
なお、本年2月受入れの第1回生は現在定着意欲、健康状態等、とくに問題は生じておらず、引受団体の評価も大旨良好である。
(3) 移住者融資業務
新経済政策に伴ない南米銀行によるJICA融資は、今後の施行細則等により大幅な手直しが必要な現状にある。
ブラジル関連法令の遵守を第一義として解決処理にあたることになるが、将来的には本業務のあり方を再検討すべき時期にきているものと考えられる。

(4) 営農普及業務

近隣諸国移住地の発展を目的として実施の諸業務は広範囲におよぶが、年度予算と人員は年々減少されてきている。中南米における農業技術の最先端地域としての役割が増大する中で、実績低下とにならないよう内部努力を続けるとともに、情報処理機器の導入等をはかりたい。

(5) 業務委託団体

JICA伯法人撤退後、日系諸団体に委託している移住者援護業務に関する予算は減少しつつあるが、日本政府による援護の後退評価にならないよう、団体への指導強化により内容充実に努めたい。

2. 技術協力業務関係

限定された諸条件の下で、実質的には技協業務全般に参与しているが、今後の円滑な実施上、現在、外務本省からの指示にもとづき、ブラジルにて伯側と折衝中の事務所ステータスについての早期確立が望まれる。

3. 事務所運営

現地職員に対し、資質向上のための本邦研修および公館ローカルスタッフに準拠した雇用条件への改善、事務所の防犯体制強化、事務合理化のためのOA機器の導入が当面の懸案である。

了

昭和61年度在外事務所長会議

事前報告書

N.º 1

ベレーン事務所

1 在地事情.

(1) 新経済政策の影響.

輸出対象作物の影響はほとんどない.

生活物資・農用資材の品不足が目立つ.

(2) 異常降雨による被害.

道路は壊滅的被害

農産物の被害は軽微

(3) 治安の悪化

自治体制確立が急務.

(4) 伯国南北格差の是正.

新政権のアゴンに待す見直し.

2. 事業実施上の問題点.

(1) 移住事業.

・ トマス-再建対策のフォローアップ

効果は期待以上.

組合の黒字決算.

緊張感の維持が必要.

・ 異地移住地の生活環境整備.

○ 移住地の電化促進

公民館の建設継続.

- 。 諸研修制度の拡充。
日系社会の活性化に役立つ。
本邦国内先進地での研修人数の拡大

- 。 日語教育の推進

- 指導教師派遣の効果は大。
- 教師の資質向上。
- 教室の整備。

(2) 技術協力事業。

- 。 関係機関からの照会が増大。
中央政府への働きかけの必要性。
- 。 INATAM 譲渡以降の研究協力。
プロジェクト要請の準備中。
移住事業と直結した効果に期待。

3. 事務所運営体制の整備。

- (1) JICA 事務所としてのステイタス
- (2) 契約担当役の復活。
- (3) 現地職員待遇の改善
- (4) 車両の整備。
- (5) 事務の合理化。

以上。

任国に於ける業務実施上の問題点

1. 任国事情

(1) ガルネイ政権 菊足を契機に、民主化の気運が旺盛で、労働ストが各部門で多発している。過激な政治手段活動は幸い無いが、治安は必ずしも良好化していない。

(2) Decret. No. 2283号の端を端とした新経済政策は、国下の心づかぬ効果を示し、3月4月のインフレは完全に抑制されている。この件は、消費の伸長や業界の活気を認められるが、同政策の成否は、今後の政策運営如何によるとされている。

(3) 去る2月の内閣改造により、一部官公庁の機能が停滞勝ちである。

(4) 家賃の高騰が進行しており、適当な物件の絶対的不足もあって住居事情が変化している。

2. 事務所機能の拡充

伯法人消滅の件など、一部名義変更上の処置を残しているが、各実地にも事務所の下支店は、アキシクマ一本となり、技術的業務に本格的に取り組むべき体制が整いつつある。

3. 業務実施上の問題点

(1) 級任者受入

雇用農等の受入実績づくりに努力している。

(2) 業務年次団体の育成

リネア州文化体育連盟は、未だ弱体
で別、育成の要がある。特に管内他州の
地域団体との連携が不可欠である点に
留意し、この育成にあたる要がある。

(3) 清算業務

2月3日付消滅総会の議事録は、両法人
とも Junta Comercial への基本的登録を
了し、目下、州市当局に対する抹消手続を
行っている。

未だ給地権訴訟案件の懸案事項は
今後、進捗状況に依り、適宜対処する。

4 業務実施上の要旨

(1) 現採職員の特遇条件

職員も含め、総第 6-3 号 (60-6-12 付) の基
準を基本として、所要の修正を以て、統一額
の。

(2) 俵立供与

総第 4-7 号 (61-4-15 付) の取扱基準の策
定実施とする。

なお、この基準は、徹底を欠くことにより、かえり
支障をきたすので、関係者に対する「徹底化」
を要する。

おと、在外事務所間の俵立供与も、同基準の
精神に則りなされるべきこと、この旨、同基準
に明示願いたい。

以上

事務所ステータスの早急なる確立の必要性

(1) ステータスが確立していないことから生じる問題

業務実施上 — 専門家携行機材、事務所用機器、事務用品の通関が困難。

業務上必要である大型乗用車の輸入ができない（車輛輸入禁止令）。

人事管理上 — 現地補助職員への雇用上の諸問題が発生。

治安問題 — 治安当局の庇護が受けにくい。

尚、業務委譲については、ステータス確立と同時に実施されることになっている。

(2) ステータスに関する現状

ペルーの場合、外国の公的機関は公館及び国際機関についてのみ法律上認知されている。

JICA事務所については、交渉の結果、国際機関に準ずるステータスで承認される方向にある。

技協基本協定の一部改訂という解釈から、ペルー側は交換公文形式を要求し、日本側の同意を待っている状況にある。

以上

任国における業務実施上の問題点

1. ボリウエア国の経済状態に起因するもの

当国は後発開発途上国に属し、その上、近年の甚だしいインフレや、為替下落等により特に次の二点が問題である。

(1) 運営管理経費の負担難

経済技術協力の伴う運営管理費が当国の非常な負担になっている。

そのため、協力案件の実現や実施案件の目的達成が困難である。

したがって、厳密かつ一律に運営管理費を負担させるのではなく、国力に応じた幾つかのカテゴリも設け、それにより経費負担率も変える等々での細かい措置が必要である。それは、予算の効果的執行にもつながる。

(2) 経理上の問題

現地通貨の下落により、ペソの信用が落ち経費支払いが多くなり、滞り、滞りとなっている。

一方、現地通貨による貸付金回収金等を佛換金することは、事実上できない。

そのため、佛貨と現地通貨との保有量のバランスをとることが難しく時に業務執行に支障がある。したがって資金繰上、若干の余裕をもたせたり事業実行計画の

早期承認などの対応が必要と考える。

2. ホリゾイア事務所のラパス移転問題

当園に対する経済技術協力の増大、業務全般の円滑な遂行及び合理化等と考へ、当事務所のラパス移転は必要と考へる。

ただし、そのためには組織上の問題や人員配置、予算措置などばかりからついで、その検討、調整を図る上から若干、時間的余裕が必要である。

3. 業務実施体制の整備

業務量の増大に伴い、適正人員の配置や拡充を図るとともに、通信手段の不備、事務の効率化のためOA化や業務の民間委託等を促進したい。

4. 移住・技協業務の提携・拡充

移住業務では対象を広くし、戦前移住者の子孫等に対し、日系人養成、地域開発等を見地から研修その他で対応し、移住技協業務の一層の提携化を図りたい。

5. 協力隊員の質の向上

技術移転の効果とあげ、また事故予防等のため更に隊員の質の向上人選に配慮願いたい。

1. JICA業務担当職員確保
5月1日現在協力隊員8名、職員1名、嘱託調整員2名 現地傭人4名(事務2、清掃1、運転手1)は省庁に 隊員が配属されている。
2. JICA業務スペース確保
現事務所は、6LDKで3室を事務所で、3室を隊員の連 絡所(宿泊所も兼用)で利用しておりJICA業務スペースを 確保するためには、事務所の移転がいし、隊員連絡所の 分離が必要である。
3. 緊急及び安全対策
A - FAXの設置
B - 無線機の導入(地方配属隊員との通信手段の確保)
C - 顧問弁護士の雇用
現地人との各種トラブルの解決(交通事故等の後 処理等も含む)に是非とも必要である。
D - 警備員の完全雇用
4. 派遣職員及び現地傭人
A - 嘱託調整員の地位と服務規程
B - 現地傭人の給与基準の改正、休暇(現地労働 法との関連)
C - メディカルコーディネーターの必要性
5. 隊員支援経費の抜本的見直し
現地側の自助努力を促すことを大前提とするも、せめて 倍額は示達願いたい。
6. 事務所機能の強化
A - 高級複写機の導入: US\$3,700 現状毎分5枚

2/3

メキシコ 事務所

任国における業務実施上の問題点

1. 地震関係技術協力

先派遣された地震対策専門家チーム及び防災対策専門家チームに対するメキシコ側の評価は非常に高い。この実績を以て今後息の永り協力を続けていくため、高密度地震観測システム、防災センター構想等に係るコンタクト・ミッションの早期派遣が望まれる。

2. 環境問題技術協力

今般(5月5日~14日)来墨した本件コンタクト・ミッションとD.D.Fとの間でメキシコ連邦区及び近隣地域の大气汚染対策に関してJICAが技術協力(需要調査)を行うこととする旨のミニツツに署名がなされた。メキシコ側からは水の汚染対策やゴミ処理についても協力を請うたが先般大气汚染対策から始めることとなった経緯を以て、知照的に協力を実施する必要がある。

3. 技術協力協定

大使館の多大なご尽力もあり、事務レベルではほぼ合意に達し、遠くをり将来に内閣大使とセメルパダ外務大臣との間で署名される見込みのことである。問題点としては、米英仏その他先進国の専門家及び技術協定実施機関の職員が外交官の身分で派遣されており、本件技術協定による専門家等のステータスについては、同様のケース(前例)があるため、特権・免除等の実際上の適用については、協定署名後メキシコ外務省、税務当局等との折衝が必要とされる部分が多い。

4. 無償資金協力の弾力的実施

一般無償資金協力に関して、GNP110億の国からメキシコは原則的に対象外とされているが、技術的受入基盤の水準が高いため良好な成果を期待できると、原油価格の大幅値下り等により多

額の累積対外債務に苦しめられ、政府予算が大巾に削減されたこと等を考慮し、弾力的実施を以てかることが必要である。

5. 単独機材供与増加の必要性

上記4.のような経済・財政状態のため、メキシコの公的諸機関（学校、病院、報道機関、通信運輸機関等）は、必要機材の更新、新規購入等を自力で行うことが非常に困難な状況となっている。このため単独機材供与の要請が大巾に増加している。毎年平均1件の供与や何らかの要請に応じることができない。技術的受入基準の水準が高く、供与機材が有効に活用された可能性が大ききことを考慮し、できる限り要請に応じ得よう予算の大巾増加が必要である。

6. 業務量の増大に伴う増員の必要性

供与機材の現地調査の大巾増加、青年海外協力隊及び専任家のスライヴ諸研修等に係る業務の増加に対応して効果的に業務を推進するため、最低派遣職員1名の増員が必要である。

7. 業務実施方法の統一

業務公信制度の確立、便宜供与基準の制定等により、業務の合理化、統一化が進められていることについては感謝しているが、同種の業務について部署により取扱いや手順が異なり、担当者の交代によって事務処理方法が一変する等不統一な点も未だ少なくない。総務部、企画部等の仁シアティンにより、一層業務実施方法の統一をはかっているが、（具体例については別打合せの際に申述する。）

以上

欧 州 地 域

任国における業務実施上の問題点

当フランス事務所においては、各種資料の収集やDACへの出席、便宜供与等の業務を主に行ってきていますが、今後以下の点につきより一層の強化が必要と思われる。

- (1) フランス関係当局との交流
- (2) アフリカ諸国の在フランス大使館との接触
- (3) 調査国とフランス関係機関とのコンタクト

特に、事業案件としては、現在協力隊員のワーキング研修、研修生のオリエンテーション等を実施しているが、今後下記の記事についても関係各都と十分打ち合わせの上、協力していきたい。

- (1) 薬師家の仏語研修
- (2) " 健康診断
- (3) 救急医療体制の確立
- (4) アフリカ、中近東における各プロジェクトや協力隊員に係る事前調査、巡回指導、フォローアップ調査等の計画

なお、資料収集、ビザ取得に関しては時間を要するので、事前の連絡、日程等につき十分は配慮をお願いする。

大 洋 州 地 域

任国における業務実施上の問題点

1. ステータスとの関係

(1) 昭和54年2月、オーストラリア(キャンベラ)に事務所を設けるに際し、同じような国柄のカナダでJICAのステータスが認められていない事情もあり、事務所を大使館内に置き、その設置については、先方政府の口頭了解によった。

(2) しかしながら、移住業務を主体とする当事務所の性格から、移住者受入地として最大でかつ日本からの移住者が最初に到着するシドニーに事務所を移転する必要が生じ、昭和57年8月、在豪日本大使館から豪外務省あての口上書において、JICAの業務を、日本政府のODA実施及び日本人の海外移住業務取扱機関として紹介。また当事務所の主たる業務は①豪移民滞とJICA本部との間の連絡、②豪政府の移住政策のフォロー、として先方の了解を求めた。

すなわち3年半の経過を見つ、はじめと正式にJICA事務所と言及する案、慎重な取扱いかなされた。

(3) 以上の経緯から、当事務所の主たる業務である「移住」についても、かなり制限的で、情報提供が中心にならざるをえない。最近、豪州移住の希望者が多く(新規相談件数の約4割)、日本からの直接照会、あるいは下調べのための来豪も多くなっているが、その対応にはステータス上、おのずから制限がある。

2. 対象範囲が広いこと

(1) 豪州には現在約2,000人の日系永住者がいるが、日本の20倍

(2)

の広さの豪州を一人でケアすることは不可能であり、結局、地元のシドニーを中心として、居住者の多いメルボルン、ブリスベンに行動が限定されることを意味し、それによって、移住業務の円滑な実施のためには、即人移住者がある程度在位するなどの他の地域にも「移住協力員」を配置し、各種の情報を収集することが必要である。

(2)メルボルン、シドニーに続き、昨年4月ブリスベンに日本人居住者の団体が設立されたが、民族グループの育成に積極的な豪州政府の政策方針からしても、パース、ホバート等、日系人の多いなどの他の地域についても日系団体結成を促す必要がある。

「人事務所」としては、日系団体の育成、強化を計り、定着相談等も、これら団体を通じて行なうことが効率的である。

3. 後方支援業務

当事務所の業務は、ステータス上は移住業務に限定されるが、主業務は「移住」として、シドニーの立地条件から、付随業務として、目立たない範囲で、オセアニア地域技術業務の後方支援的業務（専門家、青年協力隊員等に対する英語事前研修、日本人医師の活用、生活物資の調達等）を行なうことは、今後の検討課題であると考えらる。

(以上)

昭和61年度在外事務所協会試事前報告書

“三國に於ける業務実施上の問題点”

1. 経協・技協の弾力的運用の必要性

南太平洋島嶼国の如き極めて小さい国家規模、人口規模の国々に対し、我国援助の実施形態、実施原則等業区分等の方式により、対応し協力と実施との間にば差理が別また援助が有効に機能し得るものと云い難い面もあるため、現行方式の特例的変更、或は弾力的運用により、効果が期待し得る業区分等に重点的に配分するとを検討する必要がある。

2. 個別専門家、単独技術協定、小型無償資金協力への重点的予算配分の必要性

日本の開発発展段階は、ASEAN諸国に比べ、相当立ち遅れており、協力の余地及び必要性も大であるが、その国情から、70年代方式技協、開発調査、有償資金協力等の慢良条件の発現は難しく、個別専門家派遣協力隊派遣、研修員受入と、単独技術協定、小型無償資金協力等業区分の組合せにより、ニーズに十分対応可能であり、効果も期待できると同時に、現に、相手国

ファイジー事務所之

側から高く評価される場合が多い。

我々援助は、工夫も浅く、数量も少ないながらこれ迄の
実績を通じ、分野によっては、"日本型人的資源開発"が根
付きつつある現状、この様なきめ細い協力を実施
する必要がある。

3. 奨学所の増設

当奨学所は、東韓国を含め、6カ国に対する取協を実施し
ており、ルーテング・ワークも、これら全々の国に対し、その都
度同じプロセスを経て実施している。

取協の実績も着実に増加しつつあり、匡復資金協力は、
毎年、コンスタントに、4カ国に対し、各1件も実施している。
かかる状況下における奨学処現量は多く、且つ、煩雑な
ため、到底、一人の能力では、円滑な業務の実施は
困難である。

以上

中 近 東 地 域

「任国における業務実施上の問題点」

1. R/D 締結、延長問題

海水淡水化プロジェクトは本年3月末、R/D期間切れとなった。本件プロジェクトは開始の緒に「12月18日」で、当然 JICA 側は延長の用意ありとしたが、サ側は延長の12月協議決定が必須であるとして期限切りのまま現在に至っている。本件を振り返って見た場合、サ側には計画遅延の原因は多々あるが、当方にも問題なしではない。それは

① 研究と訓練を通産省受託者と技術協力センターとを別々に対応したため、通産省も JICA の担当課が異なり、かつ支援省庁も異なったの 実施の円滑性を欠いたこと、② 日サ経済技術協定に「協定に基づき技術協力は、両政府が合意する新たな取極に従って実施される」と明文化されているにもかかわらず、「取極」に相当しない R/D を強引に押し切ったことである。①については技術窓口一本化と対応がかわらず、「いきなり完全技能士になる」と云え ②については「実施は金と%ベース」に問題があると云える。本件を教とし 今後は必要に応じ柔軟かつ適切に対応を依頼したい。

2. 県内表 早期派遣枠の設定

新規 県内表派遣は要請から派遣まで1年半~2年を要している。予算管理、リクルートの面からやれを得た。事情と理解できるが、サ側のように急激に発展している国に於ては 県内表のニーズも急激に変化して来り、2年を要している派遣する段階で「ニーズがなくなる」といふ事態も発生しかねない。此に対応するに要請から派遣まで6~8ヶ月で派遣できるように特別枠の設定と、早期派遣できるように検討願いたい。

3. 国別集団研修コースの増設

現在実施されている集団コースは通常音国一名で構成され、音国研修員間の意見交換ができるなど長所は多いが、早期大量育成を必要としている国

にあっては毎年一名では対応できない。サウジに対しては、昨年度よりマンパワートレーニングコース(約10名)を設定して頂き、高い評価を得ている。今後は建築技術など、個別コースの増設を依頼する。

4. 専門家携行機材の早期搬送

専門家携行機材は早期搬送が必要であることは言うまでもない。搬送目的が専門家の技術移転に供されることである以上、契約搬送業社を大中に簡素化し、例えば①単体300万円以下は専門家指定機材を名称指定する。②指名競争、随量契約の上限金額を引き上げる。③輸送は空送とし申請法裁可とする。④納期が長い物は分割送付とする。これにより申請受理後30日以内に送付できるように検討する。

5. 外交行のう使用から DHL への転換

本年1月より事務連絡の郵送を取りやめ、DHL便を使用し、早いほうがいい安全であることが確認された。在現地には、行のう便と DHL 便作成という重複作業が行われていた。サウジには DHL 便が充実した国に於ては、某国研修 A370-4 等 DHL 便に転換し、一本化する方向で検討されている。

6. 専門家派遣前研修は最新情報で

サウジは急激に発展しており、サウジ事情も急変しているため、任国事情講師選定に当たっては最新の帰国者を送送して頂く。いかに在サ期間が長くても3年前の情報では全く役に立たない。早急の対応を要する。安全を与える必要がある。

7. 子女呼び寄せに 公用旅券発給を

サウジでは、一般ビザ発給は400万人発給者と同数よりも不可能に近い。公用旅券であれば一日でビザが発給される。

アフリカ地域

業務実施上の問題点

1. 人口-カルコストのJICA負担

当国財政の悪化に付、協定上、R/D上、S/W上
等当然当国の負担すべき人口-カルコストの支出
が極めて困難と成つて、両方協力の間滞り実施
に大きな支障と成つてゐる。当分の間改善期待
がなないところ、当方に付る負担不可欠である。

2. 個別専門家に係るミニプロジェクト化の
フイズ

個別専門家特に行政分野のアドバイザー的
専門家を除く、いわゆる Technology の移転
を目的とする専門家については上記1.との関連、及
びJICAに付る機材供与費のプロジェクト
技協と比して極端に少なく、業務実施に
大きな支障と成るのみならず、専門家自身の
も影響を及ぼすところ、機材供与、短期専門家
の派遣(支援のため)等総合的にミニプロジェクト
化を図りたい。

3. 外務省からの業務移譲の拡大、及び「ア」の
明確化に付る。

当国に付るについては書面上大使館とJICA事務所
は一体と成つて業務を実施してゐるが、外交公信

公債、JICA業務公債の取扱いは若干混乱が見られる。アムケの一元の明確化を図ると同時に、業務移譲の拡大を望まれる。

4. R/D, S/W等の表現に係る技協々定との重複について

現行R/D, S/W, 本部案に技協々定国2つありと否とも向かい統一されよう、協定との重複が多い。先方との協議の際にラールの原因ともなっているの27国別に柔軟性を持たせたい。

5. 実施案件決定の早期化

ゆか国援助、協力の決定に先方要請ありあまりにも時間がかかり過ぎるとの声もあり、要請に対するゆか方及元の迅速化を望む。

6. 専門家の質の向上

先方専門家に対する態度は年々severeに落ちており個々の技術のみならず、技術体系、資料の移譲を望んでいる。

7. 年次協議の実施

84年秋以来年次協議が行われていないと、この両国関係緊密化のためにも毎年実施したい。

業務実施上の問題

1. 隊員配置上の問題

(1) 交通、通信網の不備

(2) 住宅の不足

2. 隊員支援上の問題

(1) 慢性化した資機材の不足

(2) スタッフの不足

(3) 機動力の増強

3. 医療サービス及び健康管理上の問題

(1) 医療技術の水準及び設備の不備

(2) 風土病等

(3) 生活環境の不備

以上

61年度在外事務所長会議 事前報告書

任国における業務実施上の問題点

1. ケニア側の問題点

1) ローカルコスト負担能力の低下

イ. 無償資金協力のケニア側負担分支出の大口の遅れ

ロ. カウンターパート採用の遅れ及び不採用

ハ. " 同行旅費等の管理経費の不足

ニ. 機材引取および輸送経費の不足

2) 援助受入に係るケニア政府の法制等の未整備及び再三の改定

3) 援助受入窓口機関(大蔵省)の事務能力・調整能力の低下

4) ケニア側関係者の日本の援助政策・手続等に対する認識不足

2. 日本側の問題点

1) 一般個別研修員受入枠の不足

(昭和59年 2名、60年 3名 61年 3名)

2) 個別第三国研修の量・質の拡充

(対象をカウンターパート以外に広げる等)

3) 専門家と協力隊員の間向としての「ジュニア専門家」制度導入の必要性

4) 個別専門家の業務が役務提供型になりやすく(歴史的にも)

ケニア事務所

また財政的負担能力低下による、カウンターパート採用の困難さ(加わり)技術移転が行われにくい。

5) 一部専門家の折衝能力(語学力も含めて)の低下

6) 個別専門家 現地業務費の不足(ローカルコスト負担能力低下)

7) R/D, S/W 及び無償基本設計調査報告書(ドラフト)のケニア側内部における検討に必要な時間の不足 (R/D等の早期送付によるケニア側に対する根回しの必要性)

8) 一部協力隊員の質の低下

3. 事務所運営上の問題

1) 兼轄国(及び周辺諸国)に対する業務実施上の問題

イ. 権限委譲の促進

ロ. 予算の配賦(旅費、資料、医薬品等購送、通信運搬費)

ハ. 業務量に見合う人員の配置

2) 経理事務の増大に対処するため小型電算機用在外事務所経理システムの早期開発

3) 業務参考資料の不足(経済協力の現状と問題点、海外経済協力便覧等の定期的な送付)

以上

昭和61年度在外事務所長会議 報告書

「任国における業務実施上の問題」

1. 協力隊倍増計画の支援整備と並行して行われる JICA 業務拡大に伴う事務所築・関連設備の機能拡充の為のスムーズな予算措置の問題。
2. 今までの旧 JOCV 駐在事務所の機能の拡大は JICA 業務を行う場合のスペースと人員機動力、予算、外交的な対応の問題。
3. 業務委譲に係わる在ガンビア大使館との具体的な調整と相手政府の混乱の問題。
4. 今までの16年間の旧 JOCV 駐在事務所と新生 JICA 事務所設置に伴う相手政府等理解の為の広報対策。
5. 協力隊員 草の根レベル、大衆指向論と、専門家やプロセクト、無償等の大型予算との現場での調整。
6. JICA 事務所長への権限保護と、専門家、大使館、東京本部等関係者の理解度の問題。

7. 東京本部、各部事業計画、日程通知と、サマセツ事務所よりの報告書、研修員、調査等に対する返信送付日程の固隔の短かす。

8. 各協力隊員、プロジェクト、車内家等の現地調達機材の近隣諸国より購入の肉是負。

9. 二国向のみのプロジェクト、と二国向にありながら FAO や外国人 コリシタ等が 係わす 国際的プロジェクト 推進の肉是負。

10. 派遣要請増加と、現地支援体制との調整肉是負

11. 受入国住居不足の中での 協力隊受入と車内家等の R/D 内約束の住居の肉是負。

12. サマセツ 銅減産に伴う、外貨不足 経済困難に 係わす、ローカル コスノ負担の困難と、支援機材のメンテナンス 機能低下による機材寿命の半減肉是負。

13. 平価低下とローカルスタッフの給与等の肉是負。

14. 協力隊員、車内家等の 各種病息事故等に関する肉是負。

昭和61年5月9日

タンザニア事務所

在外事務所長会議報告(骨子)

1. 任国事情

(1) 1961年の建国以来24年間にわたって在任したNyerere大統領は昨年11月引退し、一党独裁のCCM党の党首として留任するとともに主要閣僚もすべて留任し、当国の政治に引きつづき院政をしくこととなった。

(2) 今年度(6月まで)も輸出高/輸入高は33.1%(1977年は62%)に達し、外貨事情は悪化の一途をたどっている。インフレ率も政府発表では1984年36.1%、1985年は25%と幾分低下したが実勢はこの2年間で約100%の上昇と思われる。このため、住民の困窮化が一層すすんでいる。

(3) 新年度をひかえ、Mwinyi大統領は、次年度を「これまでの国家経済の下降トレンドも逆流させる年」と位置づけ、またWarioba首相は怠慢な公務員、公社職員は処罰する旨を発表し、新政权の慢性的経済困難の克服への動きがみられる。IMF勧告の受諾も懸案のままである。

2. 事務所の機能拡充

(1) 大使館の支援もあり、業務委譲が浸透しJICAステータスの一層の向上がみられる。外相記者会見の席でJICAの役割が言及された。

(2) 広報活動に積極的に取りくんでおり、昨年度1年間における援助関係新聞記事76件のうち、わが方記事は26件(34%)で1位を占めた。なお、わが国の援助額順位は4~5位である。

(3) 旧大使館事務所へのJICA事務所移転にともない、事務所のスペースが拡大し、業務実施環境が大きく改善された。

(4) 当国はわが国のあらゆる形態の経済技術協力が実施され、

タンザニア事務所 No.2

わが国の協力に対する評価はきわめて高く、親日的国柄である。当国で得られた経験と成果は同程度のレベルにある大部分のアフリカ諸国へも移転可能であると思料するところ、当国を対アフリカ協力の拠点に位置づけることもできる。

(5) JICA専門家等の協力を得て新規案件の発掘に積極的に取り組んでいる。

(6) ローカル・スタッフの資質向上を目的として、プロジェクト・サイトでの研修を実施している。

(7) 住民の生活困窮化が進行し、安全対策は予断を許さない状況のもと、事務所、取員、専門家、隊員等に対する対策を本部の支援により完了した。

3. 業務実施上の要望

(1) 事務所スタッフの増員に関し、本部にも種々ご事情はあろうが、本部在籍中の特囑の活用、隊員OB等現地事情に精通した者を調整員として派遣する等ご検討をお願いしたい。

(2) 供与済みの資機材のうち、先方の取扱いの未熟、不慣れ、スペアパーツ不足、消耗品の品切れ等により十分に活用がなされていない場合に一定の期間フォローアップが従来に増して迅速に対応をお願いしたい。

(3) 激しいインフレにより、ローカル・スタッフの実質賃金は目減りしている。警備員、庭師等は給与が低くても採用は容易であるが、事務取員の方は優秀な者が得られ難い。賃の高いローカル・スタッフを確保するために昇給についてご配慮をお願いしたい。

以上

昭和61年5月13日

在外事務所会議事前報告書

デュニジア事務所

任国における業務実施上の問題点

1. 当国経済の悪化

欧州経済の不振、石油相場の低落、インフレの高進にあわせ、昨年からテロ問題に派生する主として英米国

からの観光客の減少は当国の経済に深刻な打撃を与えている。加えて在欧州当国人の解雇、帰国、隣国リビアから

の追放が相次ぎ、雇傭問題とともに、経済不振に拍車を打っている。これに伴い、本年終了の第6次五ヶ年計画は所期の目的を

達成できず、明年からの第7次五ヶ年計画も、現在までその具体的内容を策定するまでに到っていない。従ってチュ側は、

我が国に対し、人的資源につながる技術協力よりも、資金協力、機材協力を強く望む傾向にある。

2. 事務能率の悪さ

労働を善としないアラブ人気質に加え、フランス式の複雑なビュロクラシーの導入による行政効率の低さと、

組織よりも、個人との関係を重視する当国の慣習により、諸業務は我々の期待どおりに進まない。研修員推薦の遅れ

協力隊員の要請、受入確認の遅れなど、我々の思惑どおりに進まないことが多く、関係者に迷惑をかけている。

3 言葉の問題

フランス語、アラビア語に関する問題はこれまでも、協力隊員派遣に関し指摘されてきたことであるが、これが幾分改

善された現在でも、研修員受入業務においてこの問題が残っている。即ち当国人は一般的にフランス語は土着

能であっても英語は理解しない者が多く、特に集団研修参加者の選考において、主催も苦慮している様である。一昨年の首相訪日か

契機となり、昨年は前年の倍の受入枠を得ながら、それを8割しか消化できなかった原因の一つである。フランス語による集団

研修の実施が望まれる。プロジェクト等で派遣される専門家にもフランス語の問題があるのは言うまでもない。

以上

昭和61年度在外事務所長会議事前報告書(要旨)

マライ事務所

1) 業務実施上の問題点

イ、協力隊事業と技術協力事業の連携

資金・人材両面を生かした優良プロジェクト方式

ロ、無償資金協力

多目的農業倉庫の建設計画

ハ、研修員受入業務に伴う諸点

情報・手続の合理化、敏速化……(JICA)

地方自治体の受入促進、……(JOCT)

ニ、専門家要請の開拓

ホ、協力隊員要請の多様化・高度化

1、緊急時医療体制の早期確立

フライングドクター・近隣国医務官との連携

予防薬(マソリア)の見直し

業務実施上の問題点

エロワコ事務所 1

1. 任国事情に因り.

政府は前年度の経済成長率は4.8%と

発表して、貿易収支は大中は入超となつた。

(輸出額 21957百万DH 輸入額 28228百万DH)

本来は1986年から新5ヶ年計画を策定する

ところであるが、それは1987年以降におち越し

となり、今年はこの下の政策実施状況の見直しと

財政調整の年とした。新5ヶ年計画の策定

には (1) 国内生産性の向上 (2) 外貨流出の防止

(3) 国際収支の均衡 等が基本方針となつて

見直しがある。その具体策として、

(1) 農業政策の見直し → 農村開発、自給

(年間消費600万トン、約35%~50%輸入)

(2) 中堅技術者の育成 → 職業訓練の拡充

(人口2050万人、20才未満4.2%、伸び率3%)

モロッコ事務所

(3) 水の確保 → 多目的ダムの新建設

(1995年までに30ヶ所、計1832.5 MWの発電)

(4) 漁業の開発 → 船員の訓練、装備の近代化。

2. 専門家 隊員に關し。

(1) 病氣、怪我、緊急時の対応。

(2) 語学の向上。

(3) フランス語からアラビア語化に対する対応。

2. 事務所に關し。

(1) 人員の増強 (定員)

(2) 現地補助員の採用。

(3) 公用車の新規購入

(4) ファックスの新設

ソ/ヒ

